



平成28年5月27日

各 位

会社名 山 九 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 中村 公大  
(コード番号 9065 東証第1部、福証)  
問合せ先 総務・CSR部長 吉田 信之  
TEL 03-3536-3939 (代表)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月27日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月28日開催予定の第107回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 第15条 (招集権者及び議長)

取締役会長の新設に伴い、株主総会の招集権者及び議長に取締役会長を追加するものであります。

##### (2) 第20条 (取締役の員数)

今後の事業規模・領域の拡大に備え、またコーポレートガバナンス強化の観点から、取締役員数の上限を16名以内から20名以内に変更するものであります。

##### (3) 第23条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会長の新設に伴い、取締役会の役付取締役選定に取締役会長を追加するものであります。

##### (4) 第30条 (監査役の員数)

今後の事業規模・領域拡大に伴うコーポレートガバナンスの更なる強化のため、監査役員数の上限を6名以内から7名以内に変更するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

平成28年6月28日(予定)  
平成28年6月28日(予定)

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会 (招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">}</p> <p style="text-align: center;">&lt;第16条～第19条 省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">}</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>16名以内</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">}</p> <p style="text-align: center;">&lt;第21条～第22条 省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">}</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 当社は取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって<u>取締役社長1名を選定し、必要に応じ、他の役付取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">}</p> <p style="text-align: center;">&lt;第24条～第29条 省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">}</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第30条 当社の監査役は、<u>6名以内</u>とする。</p>	<p>第3章 株主総会 (招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役会長又は取締役社長</u>が招集する。<u>取締役会長及び取締役社長</u>に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役会長又は取締役社長</u>が議長となる。<u>取締役会長及び取締役社長</u>に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">}</p> <p style="text-align: center;">&lt;第16条～第19条 現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">}</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>20名以内</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">}</p> <p style="text-align: center;">&lt;第21条～第22条 現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">}</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 当社は取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長及び取締役社長各1名を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>4. 取締役会は、その決議によって他の役付取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">}</p> <p style="text-align: center;">&lt;第24条～第29条 現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">}</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第30条 当社の監査役は、<u>7名以内</u>とする。</p>